

第2回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和2年10月28日(水) 自 午後 3時00分
至 午後 5時11分

第2 場 所 赤れんが棟3階第一教室

第3 議 題

1. 開会
2. 資料説明
3. ADRを巡る近年の国際的動向について
(岡田春夫 日本仲裁人協会副理事長・京都国際調停センター長)
4. 民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与に関するアンケート素案について
5. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○豊澤部付 それでは、定刻になりましたので、第2回ODR推進検討会を開始させていただきます。

ウェブ会議システムで参加されている方は、カメラをオンにしていだければと思います。

前回御説明させていただいたところではございますが、この会議での発言方法について再度御説明させていただきます。

ウェブ会議システムにより参加されている方は、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、御発言される際を除き、マイク機能をオフにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

また、御発言を希望される際は、挙手機能を使用していだければと思います。手のひらマークをクリックすると挙手できますので、指名されるまでお待ちください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。御発言を終えましたら、マイクをオフにして、手のひらマークをクリックして手を下げるようお願いいたします。また、挙手機能を使えないときは、手を挙げていただくようお願いいたします。会場に御出席の方も、御発言を希望される際はその場で挙手をお願いいたします。また、御発言される方は、お名前をおっしゃってから御発言いただくよう御協力をお願いします。

それでは、垣内座長、よろしくをお願いいたします。

○垣内座長 私の声の方は聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、私の方から進行させていただきます。

まず、委員のメンバーの方のうち、山田委員は今回が初めての御出席となりますので、簡単な自己紹介をお願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。京都大学の山田でございます。前回は欠席させていただきました。失礼いたしました。

私は、大学では民事手続法を専攻しておりますけれども、ADRに関しましては本年6月より一般財団法人日本ADR協会代表理事となっておりますので、ADR運営側の事情やこれまでの議論についても発言をさせていただければというふうに考えております。また、ODRに関しましては、昨年秋に設置されましたODR活性化検討会で座長を務めさせていただきました。

さらに、昨年夏には関与させていただいたシンガポール条約が発効するということがございまして、このように国内、国外で様々な動きがある中で、本検討会や法制審議会等でODR、ADRの法制についてたゆまぬ議論がなされるということは、日本の司法制度の見直しとしても非常に貴重な試みではないかというふうに考えております。

私も微力を尽くさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は、この議事次第に記載したとおりの内容を予定しておりますけれども、議事を進めるに当たりまして、まず事務局の方から配付資料の説明をお願いいたします。

○豊澤部付 司法法制部の豊澤でございます。

配付資料の説明に入る前に、この会場にいられる方は今大きなスクリーンを見ている状態

なのですけれども、こちらのスクリーンが赤みがかかった色で今映っているかと思えます。こちらは接続端子の関係で、これ以上画質はよくなるそう、本日は申し訳ないのですけれども御容赦いただければと思えます。

それでは、配付資料の説明をさせていただければと思えます。

配付資料は、資料1から資料9までとなります。まず、事務局からは資料1から資料6までについて説明させていただきます。

まずは、資料1を御覧ください。

こちらの資料は、前回法務省民事局から御紹介がありました国際調停による和解合意に関する国際連合条約、いわゆるシンガポール条約の原文及び山田委員による仮訳でございます。

なお、この点につき1点修正がございます。5ページの右上で、第2項本文のところに「以下の場合に、調停合意が当事者により署名された」という部分があると思えますが、こちらの「調停合意」とあるところを「和解合意」と修正いただければと思えます。

続きまして、資料2-1及び資料2-2を御覧ください。

こちらの資料は、本日予定されております岡田春夫先生の御講演用の資料でございます。内容は、追って岡田先生に御紹介いただきます。

それから、資料3を御覧ください。

こちらは、前回御紹介しました事務局作成のアンケート素案でございます。詳細につきましては、後ほどそのための時間を設けておりますので、そこで御説明させていただければと考えております。

資料4を御覧ください。

こちらは、認証紛争解決事業者における認証紛争解決手続の実施状況に関する統計資料でございます。1枚目の方は、認証紛争解決事業者全体の取扱件数でございます。最新の平成30年を御覧いただくと、上の方の表の右側のところでございますが、受理件数が1,654件、既済件数が1,326件でございます。このうち和解の成立件数は723件、和解の成立率は54.5%となっております。なお、平成19年から平成30年度までを通じた成立率は41%となっております。

2枚目をめくっていただきまして、こちらは平成30年度の既済事件について紛争類型ごとに終了事由別などの件数を整理したものでございます。こちらが法務省で用意している資料なのですけれども、法務省におきましては成立した和解について、その内容がどのようなものであったかとか、その履行率がどのようなものであったかといった統計は持っていないところでございます。

続きまして、資料5を御覧いただければと思えます。

この資料は、前回御紹介しました平成25年から平成26年において行われたADR法に関する検討会で実施されたヒアリング結果の概要をまとめたものでございます。

本検討会における執行力との関係では、4ページの「(6) 成立した和解の実効性を確保するための工夫」のところに、正に履行を確保するための工夫が記載されておまして、11ページの「○ 執行力」と記載されたところが、当時のヒアリングの結果の概要を記した部分でございます。このヒアリングでは、執行力の付与に積極的な御意見が3事業者、それから、慎重な御意見が1事業者からあったようでございます。

それから、資料6を御覧いただければと思えます。

こちらの資料は、株式会社商事法務発行の2016年民事訴訟利用者調査の抜粋でございます。前回の検討会において、斉藤委員から、民事裁判における判決及び和解の履行率について言及された文献の御紹介があり、この検討会でも共有してはどうかとの御意見がございましたので御紹介する次第であります。

内容といたしましては、資料の737、738ページ、ちょっと途中でページが飛んでおりまして、後半の方になろうかと思えます。737ページの表2G-26-1、これは相手方から何らかの権利を得た旨の回答をした回答者に対して、その相手方の任意履行の状況を尋ねた結果をまとめたものでございます。こちらのデータによりますと、完全履行率で見ると、判決の場合は25.4%、和解の場合は66.7%となっております。

それから、738ページの方にまいりまして、表2G-26-3は、裁判の結果、何らかの義務を負った旨の回答をした回答者に対して当該義務の任意履行状況を尋ねた結果をまとめたものでございます。こちらの場合、完全履行率は判決の場合で45%、和解の場合で86.7%となっております。

なお、こちらの資料6につきましては、株式会社商事法務様の御厚意により本検討会の資料として使用することの許諾を頂いておりますが、その趣旨に鑑み、議事の資料等は原則としてはホームページで公開するという扱いをしておりますが、こちらは正に商事法務様の著作権に係るものかと思いますので、非公開とする取扱いとさせていただきたいと考えております。

事務局からは以上です。

○垣内座長 今、直前に事務局から御説明いただきました商事法務の刊行物の資料の件ですけれども、そういうことですので非公開という扱いにさせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、資料6につきましては非公開という取扱いといたします。

それでは、続きまして、私の方から資料の7について簡単に御説明をさせていただきます。

これは横置きのパワーポイントの資料ということです。題目としては、ADR調査研究会の「ADR利用者調査の概要」ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、スライドの2ページ目を御覧いただきますと、調査の概要ということですが、ここに記載してございますように、この調査は太田勝造先生を代表者いたします研究グループで、私もメンバーだったものですが、2014年から2016年にかけて弁護士会の各ADRセンター、また、日弁連交通事故相談センターの利用者の方に対して実施したアンケート調査ということでございます。

この検討会での関係で興味を引くかもしれない部分といたしましては、少し先にいっていただきますけれども、13ページを御覧いただければと存じます。スライドの13ページ、手続前に気になったことという質問項目でございますけれども、この設問におきまして、「今回の紛争解決手続が始まる前に、以下の事項はどの程度気になりましたか？それぞれにつき、もっともあてはまるものを1つ選んで数字に丸をつけてください。」、最も当てはまるものといいますのは、一番下のところにあります。1が「気になった」、以下、1、2、3、4、5とありまして、5は「気にならなかった」という5段階のスケールでお尋ねしている設問ということでございますが、このうち(5)のところ、「手続で決まったことを相手方に強制できるか」ということが、開始の段階で、開始の前にどの程度気になったかとい

うことをお尋ねしたということでございます。

更にめくっていただきまして、次の14ページを御覧いただきますと、この(5)のところ、相手方に強制できるかどうかということが手続前に気になったかという点については、およそ23%の方が「気になった」、21.1%の方が「ある程度気になった」という回答をされたというのが全体の回答の分布ということになります。

ただ、こちらは全体ということにして、申立人の側と相手方の側と両方を含んでおりますので、両者を分けて見るという点で申しますと、次の15ページになりますが、こちらは単位会のADRセンターの方ですけれども、申立人の方はこのグラフの中ほどですが、平均値で申しますと2.11というぐらいの回答になっているということ、2というのが「ある程度気になった」ということですから、「どちらともいえない」と「気になった」の間ぐらいが平均的な申立人の回答状況ということになります。

同様に次のページですけれども、交通事故相談センターの申立人の場合には、この数字が2.64といった数字になったということございまして、御参考までに御紹介させていただく次第です。

それでは、続きまして、資料8にまいりまして、こちらにつきましては山田委員から御提出を頂いた資料ですので、山田委員の方から御説明をお願いできますでしょうか。

○山田委員 機会をくださいませありがとうございます。

それでは、資料8につきまして少し御説明を申し上げます。

恐らくお手元に資料がおありかと思えますけれども、こちらは日本ADR協会が実施したアンケート結果でございます。

日本ADR協会というのは、民間型ADRを中心的な会員とする団体で、ADRに関する制度改善等の検討、あるいは情報発信をしているところで、今年でちょうど10年目となります。この協会では、これまで2回、ADR法制の改正に向けた提言を取りまとめて法務大臣に提出してまいりました。本日お集まりの先生方にも大変御協力を頂いたことと存じます。この2回のうち1回目は2012年、それから2回目は2018年で、その提言の内容は日本ADR協会のホームページにて公表しております。大部なので本日は配付しておりません。

いずれにおいても、執行力付与については、ADR機関の選択及び当事者の強制執行受諾文言の必要を前提として、裁判所の審査を要件として付与を認めるべきではないかという提言をしております。この提言の内容につきましては、資料8の3ページの2-(2)、問12の提言7に要件も併せて置いておりますので、御参照いただければと存じます。

この2回の提言の取りまとめに際して、ADR関係者にアンケート調査を行った、その結果を抜粋したのが資料8でございます。

1回目につきましては1ページの1の部分でありまして、86件の御回答を頂いており、2回目のアンケートについては3ページの2に記載のところ、65件の御回答を頂いています。いずれも認証、非認証のADR機関、また、ADR協会の会員及び非会員の方々、いずれにもお願いをしているというところになります。

この結果を見ていただきますと、例えば第1回のアンケートの概要につきましては、2ページの問20に結果が出ておりますけれども、法改正の必要があるという回答のうち41.9%が、問20のFというところで、執行力の付与等の法的効果が十分でないという回答してお

られます。自由記載欄を見ますと、認証のハードルが高いのに比してメリットが少ないとの指摘がありました。そのほか、同じく2ページが一番下の行を見ていただきますと、自由記載のまとめをしたところ、執行力不要論と条件付きの肯定論が拮抗していたのだけれども、後者が若干多いという分析でした。この結果を受けまして、日本ADR協会としては先ほど申し上げたように、執行力付与を含めた法改正の提言を出したところでございます。

その後、2回目の提言のために2017年末に行ったアンケート結果が3ページの2でございまして、ここでは、従前の提言を維持するべきかという形でお伺いしたところ、3ページの2の(3)、下の方ですけれども、回答状況としては、賛成が44、反対が9、その他が12という結果となりました。

その理由については、4ページ、5ページにかけて記載をしておりますけれども、賛成意見の中には、「選択肢が増える」、あるいは「利便性が増す」、それから、最後のぼつのところですが、「相談時において執行力がないということで利用をやめたという人がいる」という意見がありました。反対の意見は、「自主性の尊重が必要だ」、あるいは「要件が重装備になることは避けたい」、それから、その他の中にも実質入っているのですが、「要件次第だ」というものもありました。さらに、その他の一番最後に、「養育費のような長期継続的な債務については執行力が要るのではないか」というような御意見もあつたということでございます。

私からの説明は以上です。

○垣内座長 山田委員、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、資料9につきまして、こちらは日本弁護士連合会から御提出を頂いている資料ですけれども、斉藤委員から御説明を頂けますでしょうか。

○斉藤委員 今ちょうど入ったところです。よろしくお願ひいたします。

資料9についてですが、まず、表紙を御覧ください。

仲裁ADR統計年報とって、日弁連のADRセンターが毎年度発行しています。ただ、今日提出できたのは2018年度版です。本来は直近の2019年度版がもうできていないといけませんが、コロナの影響で各弁護士会の事務局が機能しなくて、何とか12月ぐらいに直近の新しいものが出せるだろうと思っています。

中身について、特徴的なところを簡単に御説明したいと思います。

下のページ番号で言うと、23ページと24ページを御覧ください。

横長に表が作られています。ここで弁護士会ADRの概況がつかめます。一番上のラインに申立件数が記載されていまして、多いところを見ると、左から第二東京、それから大阪・民調、東京弁護士会、広島弁護士会、あと岡山も40件を超えています。隣の愛知県が年間177件、これが弁護士会で申立件数が一番多い会になります。ずっと右の方に私が所属している仙台弁護士会111件、さらに右の方にいきますと熊本県31件、トータルでは一番右端に合計の数字の1,000件ちょっとというところになります。

次に、3番の応諾率について簡単に触れたいと思います。応諾率は、一番右側に合計がありまして70.7%という数字になっております。

その次は、5番の解決形式のところを目を移し、右端の合計の欄を御覧ください。和解が圧倒的に多く399件です。和解ができたが、あえて仲裁判断の形にして執行力につなげるために仲裁判断の形にしたのが5件、あとは純粹の仲裁判断が1件になっています。

それから、6番目の解決率のところを御覧ください。申立件数に対する解決率は33.1%、一番右側の合計のところです。これは民事調停の調停成立の割合とほぼ同じぐらいの数字になります。あとは応諾事件に対する解決率、これが最後の53.8%という数字になっております。

次に、29ページ、30ページを御覧ください。ちょっと向きが今までと逆になっています。

この29ページ、30ページから弁護士会ADRにどのような事件が多く申し立てられているかが一覧できます。上の方からいきますと、2番の不動産賃貸借、それから3番の請負などがあり、特徴的なのは、30ページの7番の不法行為を巡る紛争の中の特に医事紛争ないし医療事件です、医療事件が年間174件もありこれはかなり突出している数字かなと思います。あとは、家族間とか職場関係、相隣関係などが目立つところだと思います。

飛ばしまして、39ページを御覧ください。

39ページに審理期間などの統計が出ております。一番右側の全国の欄を御覧いただくと、平均の審理期間は、各弁護士会ADRセンターの平均値だと118.6日で、約4か月というところなんです。それから、2番の審理回数、これも各ADRセンターの平均値でいうと3.0回になっています。さらに、紛争の価格を御覧ください。これは訴訟と違って請求額ではなくて、最後に解決したときの解決額を表しています。平均が300万円ちょっとで、301万6,000円になっています。

といったところが、この統計数値から読み取れるところです。

最後に、表紙の裏のページを御覧ください。「はじめに」のところなんです。

今の御説明からちょっと漏れている点として、4番の専門ADRの動向というところを御覧いただければと思います。ここに記載されている医療ADRは先ほど注目したとおりですが、それ以外に弁護士会ADRセンターが関わっている専門ADRとして国際家事ADR、それから金融ADRがあります。あとはここに書いていませんが、福島原発事故に伴う損害賠償の原発ADR、これなども弁護士会が関わっているADRの1つとしてあることを補足したいと思います。

資料の説明としては以上になります。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、資料の説明については以上になりますけれども、これらの資料で頂いた説明につきまして、何か御質問等がありましたらお願いできればと思います。

では、佐成委員、お願いします。

○佐成委員 大したことではないのですが、資料1の最終ページ、14ページを見ましたら、英文と仮訳が段ずれを起こしておりますので、直した方が良くはないかと思えます。つまり、上の段の第16条第2項の英文に対する仮訳が下の段に入っているのではないかということです。

ついでに言えば、その前のページをめくると、第16条第1項の英文の方に余分な数字18-22460 9/9が紛れ込んでいるのが見えますので、これも訂正しておいた方が良くないかなと思います。

○豊澤部付 すみません、事務局の方で再度確認させていただいて、この資料をホームページに上げる際に正確なもので出せるように努力したいと思います。

○垣内座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。御質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、資料については以上ということにさせていただきます。

それでは続きまして、本日は、日本仲裁人協会副理事長であり、京都国際調停センター長でいらっしゃる岡田春夫先生から、「ADRを巡る近年の国際的動向」というテーマで御講演を頂けるといことですので、岡田先生、よろしくお願ひいたします。

○岡田弁護士 今、御紹介いただきました京都センターのセンター長をしている弁護士の岡田春夫です。今日は、こういう機会を頂きまして光栄に存じております。よろしくお願ひいたします。

今御紹介いただきました、私がセンター長を務めている京都センターに関して、イントロ的に御説明したいと思います。

資料の2-2を見ていただきます。これはセンターのパンフレットです。端的に申し上げますと、国際調停を主眼とする常設調停専門機関です。2年前の11月に開設しました。ということで、私が今申し上げたような機関のセンター長ということで今日お話をさせていただくことになりましたので、どちらかという国際調停を主眼としたお話になると思います。この点は御理解いただいて、聞いていただければと思います。

それでは、イントロから入りたいと思います。もちろんよく分かっておられる方には本当に申し訳ないのですが、イントロから少しお話をさせていただこうと思います。

今、世界がどんな状況にあるのかということに関してですが、世界は今、国際紛争の解決手段として調停に非常に注目している、熱い視線を投じている、こんな状況です。

5ページを開けてください。今から私が申し上げるページは、常に私のパワーポイント資料である資料の2-1のページ数です。5ページを開けてください。

一々御説明を申し上げるとすごく時間がかかるので、あえて端折りますが、そこに書いてあるような調停のよさが世界でなかなか面白いというふうに非常に注目を浴びている、これが現状です。一見、文化、言語、宗教等が異なる人、当事者同士の国際紛争に調停が本当に役に立つのかと、うまくいくのかという純粋にそういう危惧や疑いがあると思います。ところが調停が国際紛争に本当に機能するのです。ここはなかなか面白いところです。

9ページを開けていただきたいのですが、そこにアジアの主要な国の国際調停に関する施設、機関を説明したものが載っています。そこでもお分かりのように、アジアの主要な諸国は、これからは国際紛争解決手段として調停が面白いということで、そこに非常に熱い視線を投じて、その振興に躍起になっているという状況です。

7ページを開けて下さい。私もこういうお仕事をさせていただくようになり、いろんな国際調停機関とお話をできてきておりますが、そういう中で本当に驚いたのは、先ほどのような国際紛争で、成功率すなわち、和解成功率がプロの調停人がやると80%から90%という統計がしっかり出ている。これは私も本当にびっくりした状況で、それがまさしく国際紛争において調停がワークしている証左だと思います。これが今、世界が紛争解決手段として調停に非常に熱い視線を投げかけている理由、状況です。

では、調停はそんなパーフェクトなのかということと必ずしもそうではもちろんありません。克服すべき課題が大きく言って2つあると言われております。

11ページを開けていただきたいのですが、一つ目は、紛争の終局性の欠如、要するに調

停というのは当事者が和解に至るのを取り持つわけですが、うまくいけば、すなわち和解が成立すれば、もちろんそれで手続は終わりです。うまくいかなかったら、それでも手続は終わりです。紛争解決の強要はしない。ここが調停のよさです。でも、それが逆に言えば調停の問題点でもある。要するに、必ず紛争が解決するという保証がないのです。先ほど言いました80%は成功すると言われていたのですが、20%は成功しない。そこをどうするのかという議論が論点としてあります。

これに対しては、11ページを見ていただければと思うのですが、要するに調停と仲裁のハイブリッド、連携プレーによって、この問題点を克服するという動きが非常に今注目を浴びています。例えば、まず調停をやってみて、うまくいけばもちろんそれで終わり。うまくいかなかったら仲裁をやって、そこで最後解決する、こういう形で何とか最後まで、必ず解決には持って行く。このような連携プレー、仲裁との連携プレーも非常に議論され、実際にも実行されているのです。

もう1点が、まさしく今日の、一番のポイントである執行力の欠如です。調停でできた和解合意に関しては、もちろん契約としての効力はあります。しかし、いわゆる仲裁の裁定のような強制執行力はこれまではなかった。それを調停を、どんどん活用していこうという世界の大きな流れの中で、この執行力がないことを何か補わなければいけないと、更に使い勝手をよくしようということで、先ほどから議論が出ているシンガポール条約が去年、8月の夏に46か国が調印し、今年晴れて発効したという状況です。これは仲裁におけるニューヨーク条約に対応する、調停でまさしく国際的な執行力の枠組みを作ろうという壮大な条約です。

13ページを見ていただければと思います。

右側に写真があると思いますが、これは調印式の写真です。私どももオブザーバーとしてこの調印式に出たのですが、米国、中国、インド、シンガポール、韓国など、46か国が一堂に会して調印式をしたということで、その熱気がもうすごいものでした。出席した私どもとしては、世界が調停に向けて大きく動き出したということ、肌で感じた。身震いするような感じの歴史的出来事だったと思います。それが今年もう発効をしたと、こういう状況です。

それで、今日はこの論点をもう少し深めていきたいのですが、一旦ここで、今、世界の状況を御説明申し上げましたが、日本に関してはどうなのということにつき軽く見てみたいと思います。

資料の14ページ、これはもう皆さんもお分かりのように、調停というのは日本にとっては非常に親近性のある、日本文化そのものが調停に親近性を持っていると言われていたところで、国内調停に関しては近代日本で見ても100年ぐらいの長い歴史がありますし、実績もあります。

16ページなのですが、国内調停は今説明したとおりなのですが、国際調停、国際事件に関する調停を見たらほとんどない、日本では行われていない。私どもとしては、調停の問題をいろいろ見てきた者としては、まず最初に何でだろうというふうに非常に興味を持ったところです。日本はせっかくの調停文化、調停に入りやすい、そして対応しやすい、そういう文化を持っているにもかかわらず、国際調停がなぜほとんど行われていないのかということを探求する中、最近そこを克服するために、国際調停を日本で普及していこうという動き

がいろんなところで活発に行われてきています。その幾つかの例を今から御説明申し上げたいと思います。

18ページ、これは先ほど申し上げた京都センターの設立です。2年前の11月で、これが1つ。そして、19ページ、これは外弁法改正で、海外の事件を日本に持ってくるのは外国の弁護士さん、その方に代理権を与えておかないとなかなか持ってきてもらえない。それが非常に大きなポイントなのですが、外弁法を改正して、一定の国際事件に関しては外国の弁護士、さらには外国法事務弁護士に代理権を認めることを制度的に明確にした、外弁法の改正が今年発効しました。これも非常に大きな進展だと思います。

そして、直近の1つ大きなエポックとして御紹介したいのは、私どもセンターの最近の動きです。これは手前みそで恐縮ですが、世界の動きを先導するようなものではないかというふうに見ています。御存じのようにCOVID-19の状況下、もういろんなところに大きな紛争がいっぱい発生しつつあります。これを何とかしていかなければいけない。その紛争内容を見ると、皆さんもお分かりのように、時間をかけて、お金もかけて、どっちが正しいんだということを決めるというような仲裁や裁判よりは、調停が非常に向いている紛争体系であることです。

そのような認識の下に、SIMC、世界で国際調停に関しては非常に定評があり、頑張っているシンガポールの国際調停センターと京都センターが共同で、安く、早く、そして、オンラインでCOVID-19禍の色々な国際紛争を調停で解決しようと、共同で行うプロジェクトが動き始めています。これは、むしろ世界の動きを先導するような動きと私どもは考えています。

大体日本の状況はこんなところなのですが、先ほど積み残しました国際執行力の話、シンガポール条約、これは残念ながらまだ日本は調印していません。このような今の日本の動きを踏まえた上でどう考えるべきなのかというのが今問われているのではないかと思います。これからこの点をお話しさせていただこうと思います。

シンガポール条約の調印、発効により、執行力付与の世界的枠組みができて世界は調停に向けて大きく動き出した。さらに日本においても先ほどのような調停を振興していこうとする大きな動きが随所にある。更に言えば、先ほど述べた日本の調停文化があり、調停における日本のポテンシャルやポジションというのは相当高いものがあるのかなと、そういう背景を考えて、日本がどうすべきなのかというのが問われているというふうに思っています。単刀直入に結論から申し上げますと、日本はこの調印にゆっくりしてはいられないのではないかとというふうに私どもは考えています。これを怠ると、調印がなかなかできなくなって、相当停滞するのではないかと。それは結果的には今日議論する執行力などの、日本の調停の改革の動きに対し大きなブレーキをかけかねないのではないかと思っています。今からそれをかいつまんで御説明を申し上げたいと思います。

まず、今、これまでも日本において、調停によって生じた和解合意に関して執行力を付与するということに関して相当いろんな議論はされています。それを整理して見ると、まず、24ページを見てください。執行力を認めるということに関しては、日本の議論の中では、やはり実体的、手続的正当性は要るだろうと、むしろ当然だと、ではその正当性をどこに求めるのかという議論が活発になされていて、それに関しては、当事者が執行力を付与することに合意しているということであれば、この手続的ないしは実体的正当性は強く認められる

のではないかというような議論が基本的になされているという理解をしています。これがまず実体的、手続的正当性の議論です。

次に、和解合意に執行力を付与するということに関しては、もちろん弊害があるという議論は昔からなされております。25ページを見ていただければと思いますが、執行力を付与することの懸念として、執行力の存在が当事者を萎縮させてしまうおそれがある。自主性を旨とするADRの本質を害するおそれがあるとの議論です。確かに、この弊害というのは議論としては理解できるころではあります。ただ、ここにもまた執行力の付与に関して当事者に合意があるのであれば、その弊害は制度として相当軽減されているのではないかと、このような議論ができるというふうに理解をしていますし、そういう議論が出ているという理解もしています。これが弊害のお話です。

更に言えば、立法事実というのか、執行力を付与する必要性がどうなんだという議論、これもやはり当然大きなポイントになります。これに関しては23ページを見ていただければと思います。条約による執行力付与の世界的枠組みができたわけです。これはもうできた。そうすると、やっぱりこの問題は条約に調印することと執行力を付与するというのは、ある意味で裏腹の関係にならざるを得ない状況になっています。そういう面では必要性というのは、やっぱりこの両方の観点から議論する必要性があると見ています。ということで、まず執行力付与そのものの必要性の議論から見ると、国内紛争にとってみても、やはり調停を利用して紛争を解決しようというときに、やっぱり最後その和解合意がなかなか執行しにくいと、守られにくいというのであれば、やはりそれは使い勝手が悪くなる。そういう面では、実際に執行するかしないかは別にして、執行力がきちんと下支えしているというのが紛争解決手段としては非常にプラスなのではないかと考えられると思います。そういう観点では、国内紛争も当然必要性があるのではないかと思います。

更に言えば国際紛争、これは23ページの上から6つ目にありますが、この2つ目、3つ目を見ていただければ分かるように、国際紛争の場合は更に、そもそもさっき述べた色々な考え方の人々や、色々な文化があり、そもそも任意に確実に履行されるとは限らない面があります。更に言えば、海外に、ないしは海外から履行、執行することの大変さ、これがある。そうすると、国際紛争は国内紛争に比べると一層、非常に必要性はあると思います。すなわち、国際紛争では更に一層必要性があるというふうに議論ができるのではないかと、我々は考えております。

基本的には、これが執行力の付与の必要性の議論なのですが、先ほど言いましたように、この裏腹の議論としては、条約に調印すべきかというのが問題となります。では、条約に調印すべきかという観点での必要性を見たときの議論は、ちょっと違う観点が入ってきます。この23ページが一番下の6番目のところにも書いてありますように、当然我々の機関もそうですし、日本対海外という関係でもありますが、いわゆる国対国の関係、それから機関同士の関係において当然競争があります。日本を選んでいただく、我々の機関を選んでいただく、そこに大きな競争があります。競争するためには、そもそもその国で調停を行ったときに、その国で和解合意が執行できるのかということが問題となります。もし、執行できないとなると、それはやっぱりマイナスになると見ています。これが6番目に書いた議論です。

更に言えば、先ほどから申し上げた、様々な日本の国際調停を振興しようという動きをどんどんやってきているのですが、そういう観点からも、この早期調印は非常にその推進にな

るので、やはり早期調印の必要性が出てくるというふうに見ています。ということで、ざくっと申し上げると、執行力付与の必要性ないしは、その裏である条約に調印する必要性、この辺りは今申し上げたようなところなのかなと思います。

以上が日本での和解合意に関する、執行力付与に関する、日本における議論の大枠の状況だと、整理できると思います。

ということになりますと、こう議論してくると結論が1つ見えてきまして、先ほど言いました手続的、実体的正当性とか、弊害の除去という問題からも、執行力付与に関する当事者の合意というのが、やはり執行力の付与の前提となる。すなわち、非常に重大な条件となるのが大きなポイントではないかということが日本の今の議論状況から見えてくるのは間違いないと思っています。すると、執行力付与に関する当事者の合意が執行力付与の前提となるとすれば、では、今度は条約において対応するスキームはあるのというのは当然問われるのです。そして、幸いしっかりそれが存在していると、もちろん完全一致ではないのですけども、かなり近い、ほとんどニアリーイコールだと考えていいスキームが条約に存在していると、これは偶然なのか、必然なのか私はよく分かりませんが、よかったと思っています。

27ページを見てください。

条約は、オプトアウトの原則、を採用しているのですが、27ページに書いてありますように、調停当事者が明確に条約の適用を排除した場合を除き条約が適用され、執行力が付与される、これがオプトアウト原則です。それに対してオプトインの例外は、先ほどから議論してお分かりのように、調停当事者が条約の適用を明確に合意した場合にのみ条約の適用を認め、執行力が付与される。これがオプトインアプローチであり、このアプローチを採用することも、もちろん例外として可能なのですが、このオプトインの留保条項を行使することを締約国に認めています。

今日配付された山田先生の資料1の8ページを見ていただければと思いますが、その8.1条のB項というのが、このオプトインの例外の留保条項です。この留保条項を行使することによって先程述べた条約化ができるということになります。幸い条約に対応する条項が存在している状況です。

このように見てくると、もし今の日本の申し上げた議論の状況を大前提にして、当事者の合意というのはやはり重要と考えていくとしたら、日本は条約に調印する際には、オプトインの例外を適用するために留保条項を行使しなければいけないということになるのだと思います。

そうなるかどうかと言えるのかということが次の問題となるのですが、28ページを見ていただければと思います。

私どもとしては、結論から言えば、決してゆっくりとはしてはいられないというふうに考えています。その理由を今から説明をしまいたいと思います。

まず、先ほど言いましたようにオプトインというのは例外です。オプトアウトが原則です。ということで、ほとんどの国はオプトインの趣旨とか背景、そして意義をほとんど理解していない、興味をもっていない。そのような条項があるのかというぐらい問題意識が薄い国が圧倒的に多いです。だから、オプトアウトの原則に世界が流れてしまう傾向は当然あります。例えば私が調印式に行ったときに、いろんな代表者、政府の代表者とか、国の方々とお話をしたのですが、オプトインとかオプトアウトの話をする、みんなきょんととして、それ何

という、なかなか説明しても理解してもらえなくて、全くこの問題に興味を示さない感じの方が圧倒的に多かったのです。むしろ知っている方はほとんどいなかった。今回後で説明しますように、EUに関して個人的つてを利用して相当調査をかけましたが、EUですら、このオプトインとかオプトアウトはあまりよく分かっていない、そのような状況です。そういう面では、これを放っておくと間違いなく原則のオプトアウトにみんな流れてしまう、こういう状況はあるということです。現在、条約に調印した国は53ヶ国ですが、その中でオプトインの留保条項を行使したのはイラン一ヶ国のみで、このことが今私の申し上げたことを如実に物語っていると思います。

そうすると、このまま様子を見ていくと、オプトアウトの原則で、すなわち、留保条項を行使せず、何もしないで皆さんがどんどん調印、批准していったら、世界の趨勢がこのオプトアウトで固まってしまう可能性は、むしろさっき言ったように原則はそちらなので、可能性は十分あると私は見えています。さっき言った色々な政府の方など、もちろんこういうものに本来興味を持っているはずの人と話をしても上記に述べた状況です。したがって、もしオプトアウトの原則で世界が固まったときに、世界の趨勢がそう固まったときに、いややはり日本は、さっき言った状況からオプトインの留保するんだと。そして、当事者の合意を前提にするのだというふうに対応できるのか。もちろんそれはそれでもう初志貫徹ということになるのですが、やはりそこは行使しにくくなるのは間違いないと見えています。

30ページを見ていただきたいのですが、そこに書かせていただいたのは、もしオプトインアプローチで日本がもうこれしかない、これでやろうというのがもし決まっているのであれば、待つ意味、他の国の状況を見守るのは、むしろデメリットがものすごく大きくて、今申し上げたように、メリットが私はないと理解をしています。

これはEUの件に一見脱線するのですが、非常に重要なので、ちょっと申し上げたいと思うのですが、世界で主要な国の中で、オプトインアプローチを採用する可能性のある国というのは、主要国であれば多分EUかなというふうに見られています。それはなぜかという、EU内ではEU指令があって、国際調停の和解合意に関してオプトインの原則を基本的に採用しているEU指令があります。EU内ではそうなので、多分そういうこともあって、27ページに書かせていただいたのですが、山田先生の書籍文献でも指摘されているように、この条約草案の作成の段階でEUがオプトインに対してかなり好意的だったとのことであります。そういう面では、主要国としては、EUがオプトインを採用する可能性がある一つ候補であるのです。

ただ、EUの出方を待つ、EUがオプトインの留保を行使して条約に調印するのを待つから日本も調印する、これでいいのかということなのですが、その関連で今回私どもとしては、先程述べたネットワークを利用して、EUの様々な方、まさしくそういうことはよく御存じであろうという方にヒアリングをかけてみました。オランダ、フランス、スペイン、オーストリア、ノルウェー、スイスの方に今回ヒアリングをしてみたのですが、結果はどういう状況かという、まず、EUにおいてすらまだまだ全然この点に関しては真剣に全く考えていない。オプトイン、オプトアウトも殆ど理解されていない状況なのです。これはなぜかという、EUではこの件はEU全体で加入するかしないかを定めることになるのだろうと考えているようですが、御存じのように今はブレグジットとか、このCOVID-19、パンデミックの問題があって、優先順位はもちろんそっちの方にある。そういう問題が解決し

て、いよいよこの問題を話していくことになるのですが、さらにEU内の調整、いろんな国の調整をしていくと相当時間がかかるだろう。6年以上かかるのではないかというようなことをおっしゃった方がおられます。そういう面で、EUはまだこの件に関しても全く正直言って真剣に何も考えていない。だから、オプトイン、オプトアウトに関しても、EUの方ですら全くはっきりしない返信が返ってくるというのが今回の状況です。

そういう面で、もう一度戻りますと、やはり主要国であり、プレゼンスが高く、そして調停文化を持つ国として調停につき世界をリードできるポテンシャルとポジションを持ちうる日本がオプトインの留保の行使をすることによって、この留保条項の意義を伝え、場合によっては、それがEUがオプトインの行使をするかなり誘引になるのではないかなど、むしろそういうふうに思っています。そういう面で、私としては、日本がこの問題で孤立しないように、EUをオプトインに誘うように、もちろんうまくいくかどうかは100%はまだ分からないわけですが、誘うように早期調印を、この方向で固まっているのであればやるべきなのではないかと、そうでないと、先ほどから申し上げたようにどんどんオプトアウトの原則で皆さんがずっと行って、長くそういうのが続いてしまうと、EUですらオプトアウトの方向にかじを切る可能性が十分にあると思われま

す。そういう中で、私どもとしては、もし日本が条約を調印するのなら、オプトイン留保をするということが決まっているのであれば、やはり待つデメリットはすごく大きくて、むしろEUを誘うというような形での対応が望ましいのではないかと考えています。このタイミングを失うとオプトイン留保が難しくなり、その結果日本の条約調印に非常に時間がかかり、そうするとその間に調停においても日本が国際競争力を失ってしまう。さらには日本国内の執行力に関する議論も停滞してしまうのではないかとという危惧を持っています。

長くしゃべりましたが、以上で私のお話を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○垣内座長 岡田先生、大変貴重な御講演をありがとうございました。取り分け国際商事の分野における調停という紛争解決手法の重要性でありますとか、それを巡る国際的な動向、また、調停における執行力の問題の重要性、また、シンガポール条約の締結を視野に入れた場合の各国の動向など、非常に参考になるお話を頂けたのではないかとように思います。

それでは、委員の方々から御質問等がございましたら頂ければと思いますけれども、いかがでしょうか。

佐成委員、お願いします。

○佐成委員 岡田先生、大変貴重で、詳細な御講演ありがとうございました。大変勉強になりました。

1点、国内との比較でちょっと御質問させていただきます。頂戴しました資料2-1の7ページ、先ほど御説明いただいた「高い調停成功率」というところで、著名な国際調停機関では8割が解決していると、そういうふうにおっしゃっていただいて、他方、14ページで、日本は非常に調停に親和性のある文化であるということなのですけれども、日弁連の今日御提出の資料9の24ページには、日本のADR解決率ですけれども、これが国内では3割程度ということですし、司法型ADRである民事調停もこれぐらいだということですから、日本国内は非常に調停に親和性があるにもかかわらず解決率は3割程度と、他方、国際的なものは8割というのは、事件が商事であるとか、何かそういうことが関係するのでしょうか。

その辺りについて、岡田先生の御見解があったら教えていただければと思います。

○**岡田弁護士** もちろんいろんな議論があります。まず1つ、どこで率を見ているかというのは見ておかなければいけないと思っています。先生が今おっしゃったような3割とかというのは何を分母に持ってきているのかなのですが。統計を取った80、90というのは、基本的に当事者が調停をするということについては合意していることは大前提の話になっています。当然そういうことを合意している方を調停していくと、調停人のプロがやると8割9割が成功していくという、こういう数字です。分母がどうなっているのか、その比較が私は分からないので、その問題があるかもしれません。

それと、もちろんこれも制度の問題があるのですが、よく言われているのは、調停といっても、気を付けなければいけないのは、英語ではミディエーションなのですが、ミディエーションと調停は違うという議論があって、要するに、私も、ある著名なアメリカの本当に伝説的なピアツァさんというすごい調停人がいるのですが、その彼と色々な話をしたときに、その彼が、何で大事件もすごい成功率で解決できるのという話をしたときに、彼はもう明確に言ったことは、調停自体に、ミディエーション自体に魔法があるんだと、私のテクニックではなく。その中の1つ大きいポイントは秘密性なんだと。調停で言ったことが次の手続には絶対利用されない。となると、みんなはもう清水の舞台から本当に気持ちよく飛び降りられる。やっぱりそういうシステムがきちんと整っているということが調停の、ミディエーションのよさであり、それが非常に成功率を高めているのだというふうに言っていました。そういう制度の違い、ひょっとするとそれも影響してくるかもしれません。

更に言えば、文化としてのそういう親近性は日本の方があるのですが、逆に海外はそこはもう徹底して一種の学問として見ていて、心理学とか、そういうところもいろいろ見ながら、トレーニングをして、ミディエーターはそういう勉強をする。そういう学問を追求する。言わばそういう人たち、そういうテクニックを勉強した人たちが、さっき言った秘密性のあるミディエーションをやると本当にこれぐらいの成功率になると。そういう面で、色々な今申し上げた要素が絡んでいるのかもしれない。最後にももちろん、日本人はやはりいずれにしてもミディエーション、調停には心理的に入りやすいということは間違いないと思っています。

○**垣内座長** 私も若干付け加えさせていただきますと、その紛争分野の違いということも1つ、商事なのか、不法行為等を含むのかということもあると思いますし。また、これはなかなか実証することは難しい点ですけれども、どの程度紛争がこじれてから調停の場に来るかというような点も、あるいは影響している点があるのかなというように感じて伺っていました。

出井委員から挙手があったと思いますけれども、その前に、ウェブの方で山田委員も挙手をされていたようですので、山田委員、御質問をお願いできますでしょうか。

○**山田委員** ありがとうございます。岡田先生、詳細にお教えくださいますとありがとうございます。私からは2点お伺いできればと思います。

1点は、スライドの中でオンライン調停だと執行力を付する必要性がより高くなると書いておられたかと思うんですけれども、その理由について、今後はオンライン化が進んでいくと思いますので、お教えいただければということが1点です。

それから、もう1点は、今までは仲裁との関係で調停の需要があるという話でしたけれど

も、ビジネスの実際においては、恐らくですが交渉がまずあって、それが失敗して調停に行くというパターンがあるのかなと思います。その際に、調停に至るとなると調停人に報酬を払わなければいけないということになり、交渉よりは費用がかかることに見合うメリット、調停だと何が得られるからだというふうに依頼人や社内で御説明をなさるのか。その辺りを教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○岡田弁護士 まず、オンラインのお話ですが、先生が御指摘された、私がちょっと書いたオンラインの方が、やはりどちらかというところと履行率が悪くなる可能性があるのかなというのは、これはもう全く私の独自の感想です。決して統計を、正しくまだそんな統計は出ていないと思いますが、統計を取ったお話ではないです。

ただ、御存じように調停というのは、調停の場で当事者同士が親身になって話し合い、相手のしぐさ、いろんな人格のところから作りだしていくところなので、やはりインパーソンの方がインパクトは大きい、これは多分間違いないと思います。そういう中で、もちろんオンライン調停をやろうということに関しては、また違うテクニックとか、大変な面があるのですが、そういう違いを考えたら、やっぱり同じ成功したときにも、どちらかというところインパーソンの方が若干履行率は高くなるのかなという、これは私の単なる、もう想像のお話ですというぐらいのお話なのですが、これでまずよろしいでしょうか。

○山田委員 ありがとうございます。例えば、交渉よりも話し合いや結果への信頼性がより強いかどうかという問題であるとか、あるいは一堂に会していると履行がその場でできる場合もあるとか、そういった様々なメリットもあり得るといような理解でよろしいでしょうか。

○岡田弁護士 はい。ということで、その点は今申し上げたような理由でその可能性が若干あるかなという、そういう面では履行を下支えするための強制執行力というのは、それなりに若干より必要性があるかなというお話です。

先ほどのお話の2番目は、いわゆる我々がやっている調停というのは、もちろん調停人にお金を払うことになるということであれば、確かにそういうものが必ずしも要らないような裁判所の調停などと比べると、そういう面での費用の問題は1つ、利用に関してはネックになる部分はあるという理解をしています。ただ、それはやっぱりすばらしい調停人を入れて、先程申し上げた色々な経験に基づく対応をさせていただくことのよさというのは、これは経験した者から見ると、それはとてもその差というのはもう随分あり、むしろ安いものだというのは私の理解ですし、多分経験された方、弁護士さんも国際調停を一旦経験していると、これは面白いというので結構ファンになられる方が多いです。それはやはりそれだけ価値のある調停をやられるから、その費用の差というのは、少なくとも規模にもよるのですけれども、それなりの規模を持った紛争であれば、もう十分プラスマイナスプラスだというふうに見ています。それを理解していただくのが我々の仕事だし、これからやっていかなければいけないことだと思っています。ただ、小さい案件とか、もちろん紛争の種類によっては今先生がおっしゃったところは問題になり得るのだろうと思います。

○垣内座長 山田委員、よろしいでしょうか。

○山田委員 ありがとうございます。調停では交渉よりもお金をかけるので、その和解契約、和解合意に対する法的な効果もより強まることも期待されるというようなことも、御説明で示唆されているように思ってお伺いをしたところでございます。ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。出井委員の方から先ほどお手が挙がっていたように思い

ますけれども、お願いします。

○**出井委員** 先ほどの佐成委員の質問に関して、データの見方のところだけクラリファイしておきたいと思います。

岡田先生の発表された国際調停の成功率80%、それに対して日弁連から出された仲裁統計年報の24ページの数字を比べられて、これは岡田先生が御指摘のとおり正に分母が何なのかというところが大事だと思います。国際調停の場合は、そもそも応諾するかどうかというところはもうクリアしているのです。両当事者が調停手続で解決するという合意はしているので。日弁連のこの資料は、まず応諾率のところ、それが70%ですか、調停手続で解決するという合意がないところで申し立てられるものですから、まずそのハードルは1つあると。したがって、比べるべきなのは、この24ページの一番下の数字ですか、58.3%、これと比べるのかなと思いました。要するに、応諾したものの中でどれくらいが成立になるのかという、これは我々の言葉では成立率と言っておりますけれども、それと比べるのではないかと思います。ただ、それにしても五十数%対80%ですから、優位な差があると思います。どこからそれが来るかですけれども、今、皆さんの御議論の中でもう既に出てきました。秘密が守られるかどうかという点については、これは少なくとも弁護士会ADRについては恐らく国際商事調停と全く遜色ないぐらい守られているはずなので、その違いはないはずですが。ただ、やはり扱う紛争であるとか、あと紛争の価格です。これは岡田先生の最初のところに書かれていましたが、国際訴訟、国際仲裁というのは物すごくお金がかかる、仲裁もお金がかかる、仲裁の訴訟化と言われている問題がありますので、それに比べると、調停で多くの調停が一举に解決するというのは、非常に時間とコスト、それから、いろいろな心理的負担も含めて一举に解決できるという面はあるかと思います。その辺りの違いがこの五十数%対80%に出ているのではないかというふうに思います。

質問が2つありまして、岡田先生の資料の23ページで、これは必要性についての議論です。その6ぽつ目に、国際商事調停をどこで行うのか、これで競争になっていて、日本でこの執行力があるということが、日本で行う国際調停を呼び込むことにプラスになるということでしたが、ちょっとそのメカニズムがいま一つよく分からなかったので教えてください。岡田先生も紹介された外弁法改正で、外国の弁護士、あるいは外国法事務弁護士に代理権を認めるというところは確かに直接な関係があるのです、日本に調停を呼び込む。ただ、執行力を与えるかどうかというところが、どういうメカニズムで日本に国際調停を呼び込むことになるのか、それをちょっと教えていただきたい。それが質問の1点です。

それから、2点目は、23ページのところで説明されたように、国内の調停案件でも必要性はあるけれども、国際的な特に商事の紛争の場合は、より必要性が高いだろうというふうな御意見等を伺いましたが、一方、弊害の方ですが、25ページですか。25ページの最後のところで商事紛争では弊害は小さい。その上、執行力を付与する合意、これがシンガポール条約におけるオプトイン留保とニアリー・イコールであるという御説明でしたが、そういう措置をすれば弊害を一層軽減できるということを示されています。それで、この点は、商事に限ってということではよいと思いますが、国際と国内で何か違いがあるのでしょうか。その2点、質問です。

○**岡田弁護士** まず最初の執行力の関係のお話なのですが、必ずしもストレートにお答えしているのかどうか分からないのですが、先ほど私が報告させていただいたS I M CとJ I M C、

京都センターのジョイントプロトコル、これで今プロモーションをかけています。そのときに、シンガポールの方ではいろいろプロモーションを作ってきて、我々の方がそれをチェックして、当然共同でプロモーションして資料を作っているのですが、SIMCがまず最初で作ってきたときに何と執行力ありと書いてきたのです。よく考えたら確かにシンガポールの人たちから見たら自国は調印しているので、執行力ありとすつと書くのは理解できるのです。これを日本に配るときに執行の力ありと書いたら問題があり、日本では調印をしていませんから、日本では執行不能と書くことになると思います。

例えば、シンガポールでは執行できるけれども日本では執行できませんという書き方を正確に書くとして、それはそれで、やっぱり日本で国際調停をやろうとするときにマイナスになるのだろうという印象はすごく感じました。

○出井委員 ちょっとよろしいですか。今ので分かったような気もするのですがけれども、調停地と、それから執行地が同じなのであれば分かるのですがけれども、必ずしもそれは同じとは限らないですね。

○岡田弁護士 多分、今正しくおっしゃった、もうちょっと複雑な議論でいくと、確かに日本で条約に調印するという事は日本で執行されることに関連するだけの話になって、海外での話になると、その国が条約に調印しているかどうかの問題になって、日本が調印しようがしまいが関係ないという、これが条約の考え方です。そういう面では、日本の企業にとって執行しやすくしようとする、別に日本が調印しようがしまいが直接関係なくて、執行しようとするところがどうなのかという議論にはなるのです。ただ、多分言えることは、条約は世界的ないわゆる調停合意に対する執行の枠組みですから、日本のような国が調印をして先導していけば、当然どんどん調印国が増えていく。そういう中で、調印国が増えれば、当然日本の企業はそこで執行ができるという、多分こういう関係の話になるのかなと思います。ただ、国際的な枠組みに関して日本がそういう形で貢献していくということは、結果的には日本の企業のためになるのではと考えます。

先ほど私が申し上げたオプトイン、このよさをやはり世界に知らしめると、私は調印国がぐっと増えるのではないかと、これは個人的にそう思っています。それが結果的には日本の企業にとって非常にプラスになるのではないかと、これでお答えになります。

あとは、弊害のお話でしたか。25ページに関して弊害のお話をさせていただいているのですが、これが国内調停と国際調停で変わるかという御質問でしょうか。

○出井委員 25ページの一番下のまとめのところでもいいのですが、商事紛争では弊害は小さい、その上、執行力を付与する合意があることで弊害を一層軽減できる、このことは国際的な紛争の調停と純粋の国内の調停で何か違いがあるのかという、そういう質問です。

○岡田弁護士 これを書いた段階では、国際、国内は余り関係なという理解で私は書いております。また、今お話をお伺いしても何か違いが出てくるというふうには思っていないのですが。

○出井委員 私もそういうふうには受け止めました。

○垣内座長 ありがとうございます。まだまだ御質問等おありかと思うのですが、ほかに今日取り扱う予定となっている議事もございますので、大変申し訳ありませんけれども、質疑については一旦この辺りにさせていただきまして、申し訳ありませんが、ちょっと先へ進ませていただければと存じます。

そうしましたら、次の議題といたしまして、事務局で今日用意いただいておりますアンケートの素案について御議論を頂ければと考えております。

まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

○豊澤部付 司法法制部の豊澤でございます。

お手元に資料3を御準備いただければと思います。

前回御説明しましたとおり、事務局としては民間紛争解決手続における和解合意への執行力の付与について御議論いただくに当たり、当部所管の認証紛争解決事業者に対して、この点に関するアンケートを実施することを予定しています。資料3はその素案でして、本日この素案について皆様から御意見を賜りまして、座長にお諮りした上で内容を確定させていただきまして、スケジュールといたしましては11月上旬頃にアンケートを送らせていただいて、回答期限を11月末として、その回答結果を集計した上で12月に開催予定の検討会で事務局から結果を御紹介させていただくというのを予定しております。

それから、続きまして、アンケート素案の内容について説明させていただきます。

まず、クエスチョン1でございますが、こちらはADRを利用して和解が成立しても執行力が付与されないなど、その履行の確保に不安があるからADRの利用が伸びていないのではないのかという議論が従前からされていたところでございますけれども、その議論を踏まえて、認証ADR機関として実際にそのようなことを感じた経験があるのかどうかということを問う趣旨でございます。

それから、クエスチョン2は、認証ADR機関において成立した和解について、和解成立後に一定の金銭の支払の約束など、いわゆる履行の問題を残すような和解条項を作成したことがあるかどうかを尋ねる問いでございます。こちらは、どちらかというクエスチョン3、クエスチョン4に振り分ける前提として質問させていただくイメージで作成しております。

次に、クエスチョン3ですけれども、履行の問題を残すような和解条項を含む和解を成立させた場合に、例えば、履行を確保するために公正証書を作成するといった工夫例が一般に紹介されているところでございますけれども、ADR機関においてもこのような取組や工夫を行っているものかを尋ねるものでございます。特にそのような取組を行っていないという機関につきましては、その理由がどのような点にあるのか、背景事情等を尋ねたいと考えておりまして、その旨を自由記載欄に回答していただくことを期待しております。

それから、クエスチョン4でございますが、そもそも履行の問題を残すような和解条項を作成していないと回答した認証ADR機関についても、和解の席上で一定の金銭の授受をした上で、そのことを確認する内容の和解を成立させるなどの取組や工夫を行っている可能性があることから、その理由を尋ねるところになっております。

それで、クエスチョン5は、問題意識はクエスチョン1と共通するところでございますが、執行力が付与された場合の受理件数の変化について予測の認識を尋ねるものでございます。

それから、クエスチョン6は、ADR機関において和解成立後の履行調査の有無を尋ねるものでございまして、我々が知る限りは余り多くはないのかなとは思っているのですが、もし履行調査を行っているADR機関さんがございましたら、履行調査の結果の御提出をお願いできればという趣旨でございます。

クエスチョン7は、前回、斉藤委員から御提案があったと認識しておりますけれども、和解の成立後に利用者から和解条項が利用されなかった旨の相談又は苦情を受けた経験がある

か否かを尋ねるものでございます。

それから、クエスチョン8は、認証ADR機関における和解後への執行力の付与の是非について、賛成、一定の条件つき賛成、反対というところで意見を尋ねるものでございます。

クエスチョン9は、クエスチョン8において条件付賛成と回答したADR機関に対して、その条件の内容を尋ねるものでございます。選択肢としては、これまでの理論の内容も踏まえて、1番としましては、執行力を付与することを受諾する文言が和解条項に入っている場合、2番としては、公的な機関による事後的な審査を要件とするもの、3番として、消費者が事業者に債務を負う内容の和解であるなどの一定の紛争類型を除外することを要件とするものを挙げておりますが、それ以外の条件についての意見がある場合にも、4番であるとか、あるいは自由記載の欄で御回答いただけるようにしてあります。

クエスチョン10、こちらは執行力の付与に反対と回答したADR機関に対して、その理由を尋ねるものでございます。反対の理由として、1番としては、代替手段が存在しており、執行力を付与するニーズがないのではないかという意見、2番として、私的自治や任意性が重視されるべきADRと執行力がなじまないのではないのかという意見、3番として、応諾率や和解成立率の低下のおそれがあるのではないかという意見、4番として、悪質な事業者による濫用事例が生じるおそれがあるのではないかという意見を挙げさせていただいておりますが、もちろんそれ以外の御意見がある場合でも自由記載欄等で御回答いただけるようにしてあります。

最後の問いになりますが、クエスチョン11は、仮に和解合意に執行力が付与されることとなった場合の懸念であるとか、隘路について尋ねるものでございまして、ADR機関の紛争の取扱い分野などに応じた種々の事情があるのではないかと考えられるところですので、忌憚のない生の声を聞かせてほしいという趣旨で質問させていただくものでございます。

事務局からアンケートについての説明は以上となります。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、何か御質問、あるいは御意見等がありましたら伺えればと存じますが、いかがでしょうか。

川口委員、お願いします。

○川口委員 国民生活センターの川口でございます。御説明どうもありがとうございます。

アンケートのQ7に関連してなのですがすけれども、履行されないという相談を受けた場合にどのような対応をしているかとか、そのような場合に備えて工夫されている取組などを併せて確認されてはいかがかと感じました。この自由記述欄のところに、相談や苦情の内容についての欄はありますけれども、例えば、先ほど岡田先生の方からございました手続であったり、業界団体に連携しての働きかけなど、そういった執行力がないがための工夫をされている点なども記載してもらえるようにされたいかがかと感じましたので、御検討の方よろしくお願ひいたします。

○垣内座長 ありがとうございます。苦情とか相談があった場合の対応の内容等についても聞いてはいかがかという御趣旨でしょうか。この点、何か事務局の方から。

○豊澤部付 事務局として事前にそこまで考えていたわけではないのですがすけれども、自由記載欄の苦情や相談の内容という記載の間に、御要望の記載を入れるような形で対応させていただくイメージでよろしいでしょうか。

○川口委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○豊澤部付 委員の皆様が特に御意見がなければ、事務局としては問題ないのではないかと
いうふうには考えております。

○垣内座長 分かりました。では、その方向で検討させていただくことにしたいと思います。
ます。

それから、ウェブの方で斉藤委員が挙手をされているようですので、斉藤委員、願
いします。

○斉藤委員 斉藤です。

3点あります。

まず、1ページ目ですが、アンケートをとる対象を全認証ADR機関と考えられている
ようですが、ADR法に基づく認証ADR機関のほかに、弁護士法に基づく弁護士会のADR
もあるわけで、そこにも対象範囲を広げていただいた方が、かなり広範囲の意見が集約
できるのではないかなと考えます。もしそこまでやっている余裕がないんだよというこ
とであれば、日弁連の方で非認証ADRの弁護士会にこの内容のアンケートを取
るお手伝いをするということもやぶさかではありませんので、ここは是非前向きに
検討していただければと思います。これが1点目です。

次に、2つ目ですが、アンケート項目の基本的なというか、基礎的なデータの質
問が欲しいなと思います。具体的に言いますと、そのADR機関における、例えば過
去5年間、あるいは5年度の申立件数は何件ありましたか、また、相手方の応諾
件数はそのうち何件ですか。そして、応諾した事件のうちの解決件数は何件
ですか。そこは基礎データとして重要だと思いますので、質問に入れていただ
くと良いと思います。

それから、2点目とも関連するのですが、先ほど話のQ7番ですが、これを
取り上げていただいてありがとうございました。さらに、この相談や苦情の頻
度についても聞いていただくと良いと思います。例えば1年間に何件あり
ましたかとか、あるいは何年に1回ありましたかとか。厳密な回答は難
しいと思いますが、大体の頻度として例えば年間に1件あるくらい
ですとか、2件あるくらいですとか、そういった回答が得られる質
問も是非取り入れていただきたい。というのは、やはり立法事実を考
える上で、Q1も重要なのですが、Q7も重要ですので、立法事実を
きちんと把握するために頻度の問題は避けて通れないかなと思
います。

以上3点です。

○垣内座長 どうもありがとうございます。3点御指摘いただきましたけれども、事務局
の方で何か。

○豊澤部付 事務局の豊澤の方から回答させていただきます。

まず、1個目の質問が、弁護士会ADRなど、非認証ADR機関もアンケートの
対象とすべきでないかという御趣旨だったかと思ます。資料3に認証ADR
に送付する予定と書かせていただいたのは、別に非認証ADRからアンケート
を回収すべきでないという考えから記載させていただいたわけではござ
いませぬ。

ただ、現実的な問題として、当部の法制部の方では認証ADR機関については
連絡先等を把握しているのですが、非認証のADR機関については連絡先
等を把握していない機関もあるということと、あと、どの非認証ADR機
関にまで送付するのかの線引きが少し難

しい面があるのではないかと考えておりました、このような案にさせていただいたところ
でございます。ただ、非認証のADR機関の中には、士業団体様がやられているADRも相当
数あると考えております。

今、斉藤先生から御提案を頂いたとおり、もし連合会様の方で認証を取っていないADR
機関があるのだけれども、こちらのアンケートの集計に対応させたいという御要望があるよ
うでしたら、取りまとめていただいて事務局に御提出いただければ、我々の方で適切な方法
で集計に加えたいと考えています。そういう意味では、アンケートの案は連合会の皆様にも
お送りさせていただこうかと考えていますので、もし連合会様の方で所属の非認証の機関に
ついても集計したいということであれば、是非集計いただければというふうに考えておりま
す。

質問の2つ目が、前提として基礎的なデータ、受理件数であるとか、応諾件数であるとか、
解決件数であるといったことを問いに入れるべきではないかという御質問だったかと思いま
す。こちらについては、クエスチョン1の前、クエスチョンゼロのような形で聞くことにな
るのではないかとと思いますが。これはADR機関の方で回答することが負担にならないので
あれば、データとしてあって困るものではないというふうに考えておりますので、オブザー
バーの士業の方から、例えば5年分の受理件数、応諾件数、解決件数というのを仮に回答す
ることが、どれぐらいの負担になるのかの実情もお伺いして、もしそれほど負担でなさそう
だということであれば、質問に加えることは特に問題ないのではないかと考えております。

最後が、クエスチョン7のところ、回数又は頻度を問うような問いを入れるのがよいの
ではないかということでしたか。一案ですが、質問自体は、ある、ない、不明ということ
で維持させていただいた上で、この自由記載欄の米印のところに、もし頻度等が分かるので
あれば御記載いただければ幸いですというような内容を書き加えるイメージではいかがでし
ょうか。

○垣内座長 斉藤委員、いかがでしょうか。今、1つの提案を頂きましたけれども。

○斉藤委員 斉藤です。

Q7での頻度の聞き方は、私も考えたのですけれども、結構難しいのかもしれません。も
し、適切な聞き方があれば、7-2のような形で聞いていただくのがいいし、うまい聞き方
ができなければ自由記載欄でも構わないと思います。

あと、その前の基礎データの点は、5年なら5年ということですが、まとめてよりもむし
ろ年度ごと、過去5年なら5年の年度ごとの申立件数、応諾件数、解決件数を聞いていただ
いた方が分かりやすいかなと思います。これは補足でした。

○豊澤部付 クエスチョン7のところにつきましては、事務局として、自由記載欄のところに
書き加えるのか、あるいはもっと適切なもっと聞き方があるのかということはあるかと思
いますが、付け加えることには異存はありません。

お聞きしたいのは2個目の質問で、5年分の年度ごとのデータを出すということが、各A
DR機関さんにとってどの程度の負担になるのかです。余り負担にならないようであれば書
いていただいても構わないと思うのですが、オブザーバーの連合会の方とかで、何か御意見
や御感触を教えていただける方はいらっしゃいますでしょうか。

○日本弁理士会 弁理士会の小林純子です。

日本知的財産仲裁センターの運営委員をしております、5年ぐらいのデータであればお

出しすることは負担ではないと思います。

ついでに質問させていただいてよろしゅうございますか。

履行率について、私どもではデータを取っていないのですけれども、できるところからのデータだけでもあると、やっぱりこれからの議論で、岡田先生も執行力の関係でやっぱり履行率ということをしてらんだ議論ができるかどうかの材料になるのではないかなと思いますし、是非御検討ください。

○垣内座長 今の点はあれですね、内容的にはクエスチョンの6のところ、履行状況についての調査をされているかということとの関係でということでしょうか。

○日本弁理士会 さようでございます。

○垣内座長 履行率等が分かるようであれば、これは自由記載に書いていただく。

○豊澤部付 先生の御意見は、クエスチョン6の方で反映できているのかなというふうには思っております。

○日本弁理士会 調査を行ったというだけではなくて、履行率そのもの。

○豊澤部付 クエスチョン6は、確におっしゃるとおりあるかないかを聞いていて、その自由記載欄に、特に1と回答された機関については、その調査結果等を御記載いただければ幸いです、リストの形で添付していただいても構いませんという記載をさせていただいております。ちょっと表現が分かりにくかったかもしれませんが、もし調査結果があれば出してくださいという趣旨で作らせていただいたところでございます。

○日本弁理士会 ずばり履行率と書いていただければ有り難いです。

○豊澤部付 分かりました。この書きぶりについては、御指摘を踏まえ検討したいと思えます。御意見ありがとうございました。

○垣内座長 ありがとうございます。

調査の対象の範囲ですとか、あるいは設問の内容について様々御意見を頂いておりますけれども、既に出た点についてでも結構ですし、ほかの点でも更に御意見がありましたら伺えればと思えますが。ウェブで山田委員が挙手をされて。

○山田委員 今まで出た御意見とは別に、新たに2点お伺いをしたいところがございます。1つはクエスチョン9ですが、執行力を付与する条件で今挙がっている3点は、大方シンガポール条約等で挙がっているところで、これを付け加えることが相当かやや躊躇はするところではあるのですけれども、日本ADR協会の提言との関係で申し上げさせていただきますと、ADR機関の選択によるという条件をこの選択肢の中に挙げていただくということをご検討いただければ有り難いです。ADR機関の自主性を重んじるということとの関係で挙げていただければという趣旨でございます。

もう1点は、これは書きぶりのみかと思えますけれども、クエスチョン10の選択肢1に関して、調停による和解合意に執行力を付与するニーズがないということと、括弧内の記載は、必ずしも「また」でつながることでもないような感じがいたします。そもそも調停当事者にはニーズがないという内容と、それから、ニーズはあるのだけれども代替手段があるから執行力を付与する必要がないというのは、やや異なる選択肢のような感じがいたしまして、少し御検討いただければ有り難いなというふう存じます。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。今の点で事務局から何か。

○**豊澤部付** まず、1個目がクエスチョン9の1, 2, 3に加えて、ADR機関の選択によるのであればという選択肢を足すというところがございますか。確かに、我々の1, 2, 3番はシンガポール条約での議論を若干意識して選択肢を作ったところもあるのですけれども、特にそれに限るという趣旨でもございませんので、4番という形で付け加えることについて、委員の皆様等の御感触もお聞かせ願えればと思いますが、入れることも十分考えられるのではないかと考えております。

それから、クエスチョン10の1番については、御指摘のとおりというふうに思っております。正におっしゃるとおりここには2つの理由があって、本当に調停による和解自体にそもそも執行力が必要とされていないという理由と、必要なだけでも代替手段があるから大丈夫だよ、という2つのものが混在していて、それを「また」でつなぐことが適切ではないのではない気がしますので、こちらの方で正しい日本語というか、書きぶりを検討したいと思っております。

○**垣内座長** クエスチョン10の1については、書きぶりを更に検討するというところで。クエスチョン9について、選択肢を更に1つ加えるということも考えられるけれども、ほかの先生方の御意見はどうかということですが、何かその点、では出井委員、お願いします。

○**出井委員** クエスチョン9の山田委員の御提案なのですが、私もそれでいいと思うのですが、これは別に法律の要件立てをしているわけではないので、そんなに厳密に考えなくていいのだと思うんですが、イメージについて山田先生に質問です。機関の選択というのは、例えば機関の規則で決めている場合、当事者がアドホックに合意をしなくても執行力が与えられるという、そういう要件なのでしょうか。それが選択肢の1との関係でどうなるのか、山田先生のイメージはどんな感じでしょう。

○**山田委員** 御質問ありがとうございます。おっしゃるところは、最終的な法制化するときにはいろいろと問題になり得るのだと思っておりますけれども、例えばADR機関がこれを選択し得るという規則を定めている場合に、当事者の合意をそれに追加する必要はないという立て方もありますでしょうし、ADR機関の規定にかかわらず当事者が合意をするということであれば、法制的にはそれは執行力を付与するという要件立てもあろうかと思っておりますので、そこは最終的に詰め方、それから、シンガポール条約を日本の法制としてどう考えるのかということに関わってくるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、複数選択可能ということですので、その選択肢を入れていただいて、場合によってはその両方に選択していただくというようなことでもデータとしては有効かなというふうに考えておりました。

○**垣内座長** ありがとうございます。出井委員、今の点はよろしいでしょうか。

○**出井委員** 先ほど申し上げたように、今の段階で厳密に考える必要はないと思うので入れていいと思います。今、山田先生からも御説明あったとおり、恐らく両面あるでしょうね。ADR機関の規則で定めていないときに当事者が合意しても駄目だという方向と、ADR機関の規則で定めてあれば当事者間で合意しなくても執行力が与えられると、要件としては両方の面があると思いますが、一応そういう選択肢は入れて、いずれにせよ複数選択なので、それでよいのではないかと思います。

○**垣内座長** 今御指摘がありましたように複数選択ですので、その組合せはいろいろとあり得る。ほかの項目との関係でも重疊的な要件と考えるのかどうかというのは、複数回答がある

場合にはいろいろ評価の仕方は出てくるところかと思しますので、そういったところは適宜自由記載欄等で、もし特定のお考えがあれば記載していただくということにはならざるを得ないのかなと思いますけれども。

ADR協会の提言ということで申しますと、山田委員が御示唆されましたところですが、提言の方は機関の選択、プラス個々の執行受諾ということのできるようにするという提言ではあったかと思えます。そういう考え方もあり得るでしょうし、ほかの考え方もあり得るところかと思しますので、そこはアンケートですので、いろんな考え方を反映できるような聞き方をちょっと検討させていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。小澤委員。

○小澤委員 クエスチョン3なのですけれども、1から3の執行力をということと、その4に、それ以外にということになっていますが、この4を選択した理由を聞いた方がいいのではないかと考えております。つまり、4を選択した事案や理由を集約することによって、執行力の付与が妥当な場合、あるいはそうでない場合の区分の必要性であるとか、区分をする場合の基準となる根拠の抽出が期待できるのではないかと考えました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。この点について何か事務局からありますでしょうか。

○豊澤部付 クエスチョン3の4番には空欄記載の取組、工夫を行ったと書いてあるから、取組の工夫のことしか書くことができなくて、4番の取組をされているときに、なぜそういう取組をしたかを書く欄がないんじゃないかという御指摘だと理解してよろしいでしょうか。確かに我々のイメージとしてはそのような取組を行った理由についても自由記載欄に書いてくればなど、ぼんやりとは考えてはいたのですが、御指摘のとおり、どこでそういう理由を書くべきかは若干曖昧で、確かに理由を書く欄がないと考えられる方もいらっしゃるかもしれません。中身の問題として、そういう取組をされていることの理由を聞くことが重要だというのはおっしゃるとおりだと考えますので、書き方として4番の空欄に理由も書いてくださいというふうに書くのか、あるいは全体の自由記載欄に、当該工夫を行った際の理由及び御感想を御記載くださいとか、そういった形で入れることが考えられるかと思いますが、細かな表現は検討させていただければと思いますが、基本的には入れることは相当なのではと考えております。

○垣内座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。佐成委員。

○佐成委員 Q5なのですけれども、執行力の付与によって、潜在的なニーズが顕在化して現状より受理件数が増えるだろうという回答だけではなく、どんな潜在的なニーズがどの程度あるのかという点も具体的に知りたいと思ひまして、この自由記載欄にいろいろ書いてもらえるのが一番いいなと思っております。そのようなことを記載するように促すために、その「御回答の理由をご記載頂ければ幸いです」というコメントに加えて何かコメントをつけていただきたいと思います。紛争類型、特にオンライン上の紛争、電子商取引絡みの紛争などには潜在的なニーズがある、といった回答があり得るのかも知れませんが、何か紛争類型、例えば不動産系の紛争だとか、金融系の紛争だとか、そういう傾向がきちんと出てくると、いろいろ具体的な立法事実も浮かび上がるのではないかと思ひ次第です。何かそういうような具体的な紛争類型の例示を少しコメントに加えても良いのではないかと思ひます。選択肢自体は増やす必要はないと思ひます。

- 垣内座長 今回の点について何か。
- 豊澤部付 了解しました。確かに、ADR機関さんにおいては、特定の紛争だけを扱っているという機関もいらっしゃるのですが、そういった場合は特に、うちはこの紛争を取り扱っているから受理件数が大幅に増えるんじゃないか、といった理由は当然あるのかなと思います。そういう意味では紛争類型ごとに受理件数の増減を見るというのは、有用なデータであるような気がしますので、書きぶりが今具体的に浮かんではいないのですが、例えば、紛争類型ごとにその理由を御記載いただけるのであれば御記載いただければ幸いですという表現を入れるということが考えられるかなとちょっと今思いました。少し文言については詰めさせていただきます。
- 佐成委員 先ほど岡田先生のプレゼンで、国内にポテンシャルがあるということなので、どの辺にあるのかというのがちょっと分からなかったもので、もしそういうのがあればと思いついて。
- 豊澤部付 前向きに検討したいと思います。
- 垣内座長 では、検討の方はお願いします。渡邊委員からお願いします。
- 渡邊委員 本検討会で行うべきことかどうかというのは議論のあるところだとは思っていますが、今、佐成委員からもありましたように、このアンケートの目的がニーズの把握というところにあるのであれば、やはり運営側であるADRの運営主体だけではなく、ユーザー側がこの執行力についてどのような考えを持っているのかということ、この検討会でアンケートとして取るのか、もしくはほかのところでされているものがあれば、そういったものを出していただくとか、何か参考になるものがあるといいのかなというふうに思っております。
- といいますのも、最近、シンガポールのマネジメント大学の方で国際紛争解決に関する報告書、レポートが出されたのですが、そちらの項目の中に紛争解決の方法を選択する理由といったアンケート項目が入っております。それを見ますと、やはりリーガルユーザーとクライアントユーザーでそれなりに数字に差が出ているということもありますので、リーガルユーザーである運営主体側の御意見、あとはクライアントである企業でしたりとか、利用者の方たちの御意見のようなものもあるといいのかなというふうに思っております。
- 垣内座長 今日のアンケート、こちらは基本的にはADR機関を対象とした設問になっているわけですが、これとは別にユーザー側の意向についても何か調査することができないかと、できれば有用ではないかという御指摘かと思っておりますけれども、その点について何か事務局でございませうでしょうか。
- 豊澤部付 了解しました。確かにこちらのアンケート自体は、ADR機関を前提とした内容となっておりますので、こちらをユーザーとか企業の方に送っても、上手く適さないということにはなってしまうかなと思います。ただ、恐らくお話しのお趣旨としましては、このアンケートとは別にアンケートをとって、執行力に限るというよりは、むしろなぜ企業などのユーザーがADRを利用していないのかということについて幅広くお聞きしたいという御趣旨ですか。
- 渡邊委員 そうですね。やはり検討会のゴールとしてもADR、ODRの利用の促進というところがあると思いますので、その中で利用をためらう理由が何かあるのであれば、それは執行力に限った話ではないと思うのですが、何か参考となる情報があれば、というような意味合いです。

○豊澤部付 了解しました。そういう意味では、執行力の付与のアンケートとはまた別の枠組みになるんじゃないかと思います。ユーザー側からのニーズも取るべきではないのかという御意見にいたしましては、それはおっしゃるとおり、ADRの発展に有用な部分があるかとは思いますが、ただ、一方で、渡邊先生のADRを使わない理由を探るための調査となると、執行力というテーマからは少し離れたところがあるところと、御指摘頂いた団体様と御協議をさせていただく必要があると思いますが、すぐに実施するという事は少し難しいかなと思います。ちょっと将来の検討課題とさせていただこうかと思いますが。

また、これに関連して、次回以降ヒアリングを実施したいと考えており、士業団体の方からもヒアリングを頂ければと思うのですが、特に代理人をされているような弁護士会さん、それから司法書士会さんといったところについては、ADR機関としての御意見のほかに、可能であればその代理人としての経験から、ADRについて執行力がないことがADRを選択しない理由になっているのかどうかについて、御意見が頂けるのであれば、頂ければと思っていますところもございます。ちょっと雑駁になってしまいましたが、質問の回答はこれでよろしいでしょうか。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○垣内座長 ありがとうございます。ユーザー側の意識とかニーズというのは、非常に重要な問題であるということは異論がないところだと思いますので、この検討会の枠内で何かできることがあるのか、あるいはほかのまた対応もあるのかもしれませんけれども、引き続きちょっとその点については検討させていただきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

大体このアンケートの内容につきましては、御意見は今日の段階で頂ける点は頂けたと考えてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。そうしましたら、こちらにつきましては、先ほど事務局から御説明がありましたように、事務局と私とで更に内容について検討させていただきまして、日程的に次回の会議の際には既に開始されているような予定になっておりますので、内容確定の上、実施に進ませさせていただきたいというように考えております。貴重な御意見を多々頂きまして誠にありがとうございました。

それでは、今後の日程について事務局から御説明をお願いいたします。

○豊澤部付 司法法制部の豊澤でございます。

次回以降の検討会につきましては、机上配付させていただいたODR推進検討会今後の日程というとおりになりまして、次回が11月25日午後3時から午後5時、それから、第4回、12月23日午後1時30分から午後4時30分、こちらが3時間になっている理由は後ほど説明させていただきます。第5回が1月25日午後2時から午後4時ということで決めさせていただこうかと思いますが。

皆様の方から日程の調整を事前に送っていただいたと思いますが、皆様の委員、オブザーバーの方から全員御出席いただける日程がなかったところでもございまして、差し支えと回答された日がこのODR推進検討会の日程日になっている方もそれなりにいらっしゃると思いますが、会場の関係等、あるいは日程調整の関係でうまく確保できなかったことについては、こちらの方でおわびしたいと思います。

○垣内座長 では、そのようなことで今御説明いただいたような日程を予定しているということですので、よろしく願いいたします。

次回の会議、これが第3回ということになりますけれども、こちらは11月25日の水曜日、午後3時から午後5時までという予定でございます。場所は、この赤れんが棟の3階の今度は第五教室ということで伺っていますので、また詳細は後日、事務局の方から御連絡をさせていただくことになるかと思えます。

それでは、こちらで予定しております議事については以上になりますけれども、この際、何か御発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、本日の会議につきましては、これで終了とさせていただきます。先生方には御協力いただきまして誠にありがとうございました。

—了—